

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営に係る国の示す基準と盛岡市の現行基準

項目	国の示す基準	盛岡市の現行基準 (盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例)	備考										
<p>保育所における施設運営の重要事項に関する規定</p>	<p>保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的及び運営の方針</li> <li>・提供する保育の内容</li> <li>・職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>・利用定員</li> <li>・保育所の利用の開始、終了に関する事項</li> <li>・保育所の運営に関する重要事項など</li> </ul>	<p>規定なし</p>											
<p>避難用階段の設置要件</p>	<p>「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育室などを4階以上に設置する場合の避難用階段などの設置要件を見直す。</p> <table border="1" data-bbox="284 1059 730 1263"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4階以上</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 屋外傾斜路 屋外避難階段</td> </tr> </table>	4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 屋外傾斜路 屋外避難階段	<p>避難用階段についてのみ規定</p> <table border="1" data-bbox="767 1059 1198 1232"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4階以上</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td>避難階段</td> </tr> </table>	4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段	避難用	避難階段	
4階以上	常用		屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段										
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 屋外傾斜路 屋外避難階段											
4階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段											
	避難用	避難階段											